

# 緑の分権改革

## 1 緑の分権改革とは

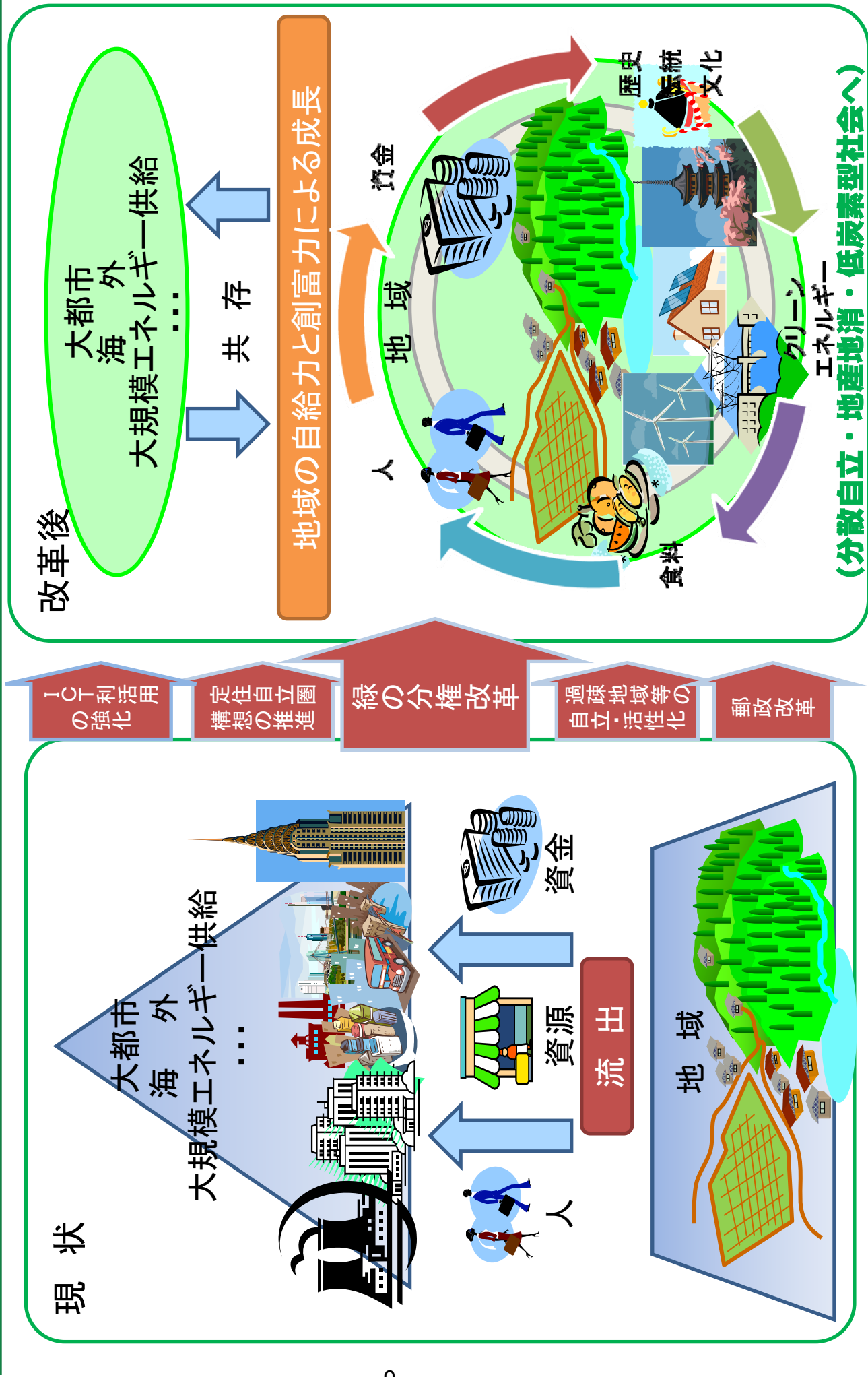
- 地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中において、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められている。
- 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐまされるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

## 2 地域主権改革と緑の分権改革

- 地域主権の確立のため、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等を目指す。これらにより、住民自治、地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まるもの。
- 緑の分権改革とは、このように行財政制度を地域主権型に改革していくことにあわせて、個々人の生活や地域の経済についても、「人材や食料、エネルギー、資源等ができる限り地域で有効に活用される構造」に変えていくことにより、ヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変革し、地域の自給力と創富力を高めるような社会システムの構築を目指すもの。

# 「緑の分権改革」の推進による地域の成長

(出典)原口ビジョン



### 3 緑の分権改革の推進

#### (1) 総務省の体制整備

第2次補正予算案の閣議決定後に、省内横断的な推進体制として、「緑の分権改革推進本部」を設置するとともに、その着実な実施のために「緑の分権改革推進室」を設置。

#### (2) 意見募集の実施

(4)①の推進会議の設置に先立ち、地方公共団体はじめ関係方面から緑の分権改革に対する意見を募集。

#### (3) 平成21年度第2次補正予算

緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査とファイジビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての先行実証調査を実施。

#### (4) 平成22年度当初予算

##### ① 推進会議の設置

(3)のクリーンエネルギー資源の調査の状況、②の先行的な取組を実施する地方公共団体による調査の状況も踏まえ、緑の分権改革を推進していくための課題・対応策等について検討。

##### ② 先行的な取組についての委託調査事業

緑の分権改革のモデルとなりうる先行的・総合的な取組を行う地方公共団体を募集し、取組を実施・発展していくための委託調査を実施。

#### (5) 平成23年度以降の展開

平成21年度及び平成22年度における調査・研究結果、先行実施団体の検証・提言等を広く都道府県、市町村はじめ関係者に周知するとともに、国として、広報・啓発にあわせて、規制緩和や必要な法整備などにより支援策を講じていくことにより、緑の分権改革を積極的に推進。

## 緑の分権改革推進会議の開催について

〔平成22年4月26日〕  
〔総務大臣決定〕

- 1 緑の分権改革の推進のため、改革のモデルとなる取組の整理を行うとともに、その実現のために必要な対応方策及び改革の推進に伴い見込まれる効果の数量化等について検討するため、総務省において緑の分権改革推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。  
  
座長      ：総務大臣が指名する総務副大臣  
座長代行：内閣総理大臣補佐官（地域主権、地域活性化及び地方行政担当）  
委員      ：総務大臣が指名する有識者
- 3 座長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。
- 4 座長は、必要に応じ、構成員及び専門委員により構成される分科会を設けることができる。
- 5 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において処理する。
- 6 その他会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

## 緑の分権改革推進会議 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

|      |       |                           |
|------|-------|---------------------------|
| 座長   | 渡辺 周  | 総務副大臣                     |
| 座長代行 | 逢坂 誠二 | 内閣総理大臣補佐官                 |
| 委員   | 飯田 哲也 | 環境エネルギー政策研究所所長            |
|      | 大森 彌  | 東京大学名誉教授                  |
|      | 小田切徳美 | 明治大学農学部教授                 |
|      | 笠松 和市 | 徳島県上勝町長                   |
|      | 川勝 平太 | 静岡県知事                     |
|      | 北橋 健治 | 福岡県北九州市長                  |
|      | 鈴木 重男 | 岩手県葛巻町長                   |
|      | 須藤 修  | 東京大学大学院情報学環教授             |
|      | 月尾 嘉男 | 東京大学名誉教授                  |
|      | 西澤 久夫 | 滋賀県東近江市長                  |
|      | 平井 伸治 | 鳥取県知事                     |
|      | 福武總一郎 | ベネッセホールディングス取締役会長 (総務省顧問) |
|      | 堀尾 正靱 | 科学技術振興機構社会技術研究開発センター領域総括  |
|      | 堀場 勇夫 | 青山学院大学経済学部教授              |
|      | 安田 喜憲 | 国際日本文化研究センター教授・稲盛財団理事     |
|      | 山崎 養世 | 太陽経済の会代表理事 (総務省顧問)        |